

入 札 説 明 書

トイレトレーラーの購入に係る令和7年防府市告示第43号（以下「告示」という。）による一般競争入札については、関係法令並びに次に定めるところにより実施するので、入札参加希望者は内容を熟知の上、入札に参加してください。

- 1 告示日 令和7年5月2日
- 2 発注者 防府市長 池 田 豊
- 3 担当課 〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号
防府市契約課

4 一般競争入札に付する事項

- (1) 物品名 トイレトレーラー
- (2) 購入の内容等 別紙「令和7年度防府市トイレトレーラー特記仕様書」及び「別紙トイレトレーラー仕様書」のとおり
- (3) 納入期限 令和8年2月27日まで
- (4) 納入場所 防府市内

5 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (2) 国税及び防府市税（法人市民税（個人の場合は市民税）（ともに特別徴収市民税を含む。）、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がないこと。（防府市税にあっては、法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。）
- (3) 告示日から入札執行の時までの間に、防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者（法人の場合にあっては代表者、個人の場合にあってはその者）が防府市暴力団排除条例（平成23年防府市条例第21号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 法人である場合の役員及び使用人又は個人である場合の使用人のうちに暴力団

員に該当する者がいないこと。

(7) 上記(5)及び(6)に該当する者が条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 入札参加資格の審査等

入札に参加することを希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ただし、令和6・7年度物品調達等指名登録業者名簿に登録されている者については、①のみを提出するものとする。

なお、提出期限までに申請書等を提出しなかった者又は審査の結果入札参加資格を有しないと認めた者はこの入札に参加することができない。

(1) 提出する申請書等

- ① 一般競争入札参加資格審査申請書
- ② 使用印鑑届／委任状兼使用印鑑届
- ③ 法人にあつては登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可）
- ④ 個人にあつては誓約書
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書
- ⑥ 直近1年間の決算書類（決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）（写し可）
- ⑦ 納税証明書
 - (ア) 防府市税で法人市民税（個人の場合は市民税）（ともに特別徴収市民税を含む。）、固定資産税及び軽自動車税の「滞納のないことの証明」（写し可）
（法人の代表者が防府市に住所を有する場合は、代表者を含む。）
 - (イ) 国税で法人税（個人にあつては所得税）、消費税及び地方消費税の「未納の税額のないことの証明」（写し可）
- ⑧ 防府市内に営業所等を有するものにあつては、「課税・納税状況調査に関する同意書」（本社・本店が防府市内にある場合は不要）

(2) 提出方法

- ① 提出期限 令和7年5月19日 午後5時15分
- ② 提出先 〒747-8501
山口県防府市寿町7番1号
防府市契約課
電話 0835-25-2177
- ③ 提出方法 申請書等の提出は、一般書留若しくは簡易書留による郵送（令和7年5月19日必着）又は持参して提出するものとする。（宅配便は不可とする。）持参の場合は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分の間とする。

(3) 入札参加資格の審査は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、入札参加資格を有しないと認めた者については、その理由を付した書面を令和7年5月23日までに発送する。

(4) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 防府市長は、提出された申請書等を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

7 契約条項を示す場所 6の(2)の②の提出場所に同じ

8 契約書の作成及び契約保証金

- (1) 契約書は、市の指定する様式とする。
- (2) 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限、指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 本入札に係る契約については、市議会の議決を要する場合、落札後、仮契約を締結し、当該議決を経た後、本契約を締結する。仮契約後、市議会の議決までに落札者が入札参加資格制限、指名停止を受けた場合は仮契約を解除する。
- (5) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、防府市財務規則第113条に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、防府市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合又は過去2年の間に国、地方公共団体等と4に掲げる事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の免除の決定は落札決定後とする。

9 仕様等に関する質疑応答

- (1) 仕様等に関する質問は、別添「仕様等に関する質問書」を提出して行うこと。電話による個別回答は行わない。
 - ① 提出先 6の(2)の②の提出場所に同じ
 - ② 提出期限 令和7年5月27日 午後5時15分
 - ③ 提出方法 ファックス(0835-25-2199)での提出とする。
- (2) 質問に関する回答は、回答書を作成し、防府市ホームページにおいて質問受付後から5月30日までの間に随時行う。

10 例示品・同等品

- (1) 例示品以外での参加は、仕様書を参考にし、「同等品規格確認票及びカタログ(写し可)」を令和7年5月27日午後5時15分まで(必着)に下記担当者へ提出すること(FAX不可)。

提出先：防災危機管理課(本館4階) 担当：田中

様式は、以下のアドレスの防府市契約課ホームページに掲載している。

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/118/buppinyousikidownload.html>

- (2) 原則例示品又は承認を受けた物品以外の入札は認めない。上記提出期限までに提出されない場合は、「例示品」での参加とみなす。
- (3) 同等品と認めた物品については、原則として公表しない。

1 1 入札方法等

(1) 入札書の提出期限等

- ① 提出期限 令和7年6月6日 午後5時15分 必着
- ② 提出先 〒747-8501
山口県防府市寿町7番1号
防府市契約課
- ③ 提出方法 一般書留若しくは簡易書留のいずれかによる（左記に示す方法以外での提出は無効とする。）。
封筒様式等は別紙「郵便入札の入札方法」によること。

(2) 入札保証金 免除する。

(3) 入札書について

- ① 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、物品名、入札者の氏名又は名称若しくは商号を記載した内封筒に入札書を入れ、入札書に押印した印鑑で封かんすること。封かんした入札書入りの封筒は「郵便入札の入札方法」に則って作成した外封筒に入れ提出すること。

(4) 入札書の記載方法

- ① 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- ② 入札金額は、本体金額のほか納品に係る経費すべてを含む金額とします。

(5) 入札条件等

- ① 入札執行回数は、3回までとする。
- ② 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、後日2回目、3回目の入札を行う。その日程については1回目の入札執行後に参加者へ連絡する。
- ③ 入札書の記載事項については、これを訂正することはできない。
- ④ 提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできない。
- ⑤ 開札において無効となった者は、落札にいたらなかった場合に行われる再度入札（2、3回目）に参加できない。

(6) 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 入札価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- ③ 入札価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
- ④ 入札者が同一事項について2以上の入札をした入札
- ⑤ 談合その他、不正な行為があったと認められる入札

- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 当初の入札に参加しなかった者が行った２回目以降の入札
- ⑧ 郵便入札の入札方法によらない入札

１２ 開札

(1) 開札日時等

開札は下記に示す日時及び場所にて行う。なお開札については入札事務に関係のない市職員に立ち合わせるものとする。

- ① 日時：令和７年６月９日 午前９時００分
- ② 開札場所：防府市役所本館７階 入札執行室

(2) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに入札に立会した者とは別の当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

郵便入札の入札方法（入札条件）

本入札は、郵便入札の対象であるので、入札書の提出は次によること。

1 入札方法

- (1) 郵便による入札（郵便以外での提出は不可とする。）
- (2) 宛先 〒747-8501 防府市寿町7番1号
防府市 契約課 行
- (3) 入札書の到着期限 6月6日 17時15分までに必着のこと。
- (4) 郵送方法 一般書留又は簡易書留のいずれかによる。

2 郵便入札封筒 ※別紙「郵便入札（封筒様式）」参照。

封筒は外封筒と内封筒の二重とし、内封筒に入札書を入れ封かんし届出印（本市との契約締結権限を有する者の使用印鑑で、入札書に押印したものと同じもの）で割印したうえで、**外封筒**に入れて郵送のこと。

封筒の大きさについては不問（貴社で使用されている封筒で可）。

○外封筒の記載

表面…「入札書在中」及び「親展」を朱書きし、防府市契約課行

裏面…物品名、開札日時、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載

○内封筒の記載

表面…防府市長宛で、物品名、入札参加者名を記載。

裏面…封筒の貼り合わせ部分を届出印で割印（3箇所）

3 無効の入札

次の場合の入札は無効入札とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の11第2項の規定により定めた資格を有しない者のした入札（無資格入札）
- (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く）
- (4) 入札書記載の価格、氏名その他の事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名押印のない入札
- (6) 同一の入札者が、同一事項に2通以上の入札をした入札
- (7) 談合その他の不正の行為があったと認められる入札
- (8) 上記1及び2によらない入札
- (9) 到着期限を過ぎて到着した入札
- (10) 封筒記載の物品名及び入札参加者名と同封された入札書の物品名及び入札参加者名が相違する入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

4 その他

- (1) 落札決定後、準備が整い次第、全参加者へ落札決定のFAXを送付する。
- (2) 内封筒を外封筒に入れる際、内封筒は二つ折り等で封入可。
- (3) 入札書に記載する日付は、「開札日」の日付とする。
開札日時 6月9日（月） 午前9時00分
- (4) 入札書の開札の際に入札参加業者を立ち会わせず、代わりに入札事務に関係のない市職員に立ち会わせるものとする。
- (5) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

郵便入札（封筒様式）

※縦書き横書きどちらでも可。

外封筒・表

747-8501

親展
入札書在中

防府市
契約課
行

防府市
寿町七番
一号

親展及び入札書在中
は朱書き

簡易書留
書留又は

外封筒・裏

物品名		
開札日時		令和 年 月 日 時 分
差出人	住所	
	商号又は名称	

内封筒・表

防府市長様

物品名

商号又は名称

内封筒・裏 ※印鑑は入札書と同じものを使用。

(例1)

印

印

印

(例2)

印

印

印